

○創基151年筑波大学開学50周年記念事業委員会規則

令和3年10月28日  
法人規則第21号

創基151年筑波大学開学50周年記念事業委員会規則

(目的)

第1条 この法人規則は、創基151年筑波大学開学50周年記念事業（次条において「記念事業」という。）の推進のため設置する創基151年筑波大学開学50周年記念事業委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 創基151年筑波大学開学50周年記念事業検討委員会の答申を踏まえた具体的な取組内容に関する事。
- (2) 記念事業の名称を冠する事業の認定に関する事。
- (3) その他記念事業の推進に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長
- (2) 系長
- (3) その他学長が必要と認めた者 若干人

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第5条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 委員会は、専門的な事項について調査検討の必要があると認めたときは、委員会の下に専門委員会を設置し、又は当該事項に係る既存の委員会等に調査検討を要請することができる。

- 2 前項の要請を受けた委員会等は、これに協力するものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、総務部総務課が行う。

(雑則)

第8条 この法人規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(この法人規則の失効)
- 2 この法人規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。